

平成22年3月30日

鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島県地球温暖化対策推進条例（平成22年鹿児島県条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。

(再生可能エネルギー)

第3条 条例第2条第6号の規則で定めるエネルギーは、次に掲げるものとする。

- (1) 風力
- (2) 地熱
- (3) 太陽熱
- (4) バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品（以下「化石燃料等」という。）を除く。）をいう。）を熱源とする熱
- (5) 前各号に掲げるもののほか、化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギーであって知事が別に定めるもの

(環境マネジメントシステム)

第4条 条例第11条の規則で定める仕組みは、次に掲げるものとする。

- (1) 国際標準化機構の規格14001に適合するもの
- (2) 財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターが実施するエコアクション21認証・登録制度の認証・登録を受けた事業者が構築した環境経営システム
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認めるもの

(特定事業者)

第5条 条例第14条第1項の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 県内に設置しているすべての事業所（当該事業者が連鎖化事業を行う者である場合にあっては、その連鎖化事業に加盟する者が設置している当該連鎖化事業に係る事務所として設置しているものを含む。）における前年度において使用した燃料（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネルギー法」という。）第2条第2項に規定する燃料をいう。）の量並びに前年度において他人から供給された熱（同条第1項に規定する熱をいう。）及び電気（同項に規定する電気をいう。）の使用量をそれぞれエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の規定により原油の数量に換算した量を合算した量が1,500キロリットル以上であるもの
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業を行う者

であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の規定により使用の本拠の位置を県内に登録している自動車の前年度の末日における総数が、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）の数が100台以上であること。

イ 道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業（同号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車の数が100台以上であること。

ウ 道路運送法第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の数が230台以上であること。

- (3) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第3項に規定する定期航路事業を行う者であって、船舶法（明治32年法律第46号）第4条の船籍港を県内に定め、航路の起点、寄港地及び終点のいずれかを県内の港とする船舶の前年度の末日における合計総トン数が10,000トン以上であること。

（特定事業者による温室効果ガス排出抑制計画の作成等）

第6条 条例第14条第1項に規定する温室効果ガス排出抑制計画の計画期間（以下「計画期間」という。）は、温室効果ガス排出抑制計画を提出する日の属する年度以後3箇年度以上5箇年度以下の期間とする。

2 条例第14条第1項及び第5項の規定による温室効果ガス排出抑制計画の提出は、計画期間の初年度の7月末日までに温室効果ガス排出抑制計画書（別記第1号様式）に温室効果ガス排出量内訳書（別記第2号様式）を添付して行うものとする。

3 条例第14条第4項（同条第6項で準用する場合を含む。）の規定による変更後の温室効果ガス排出抑制計画の提出は、温室効果ガス排出抑制計画書に温室効果ガス排出量内訳書を添付して行うものとする。

4 条例第14条第4項ただし書（同条第6項で準用する場合を含む。）の規則で定める軽微な変更は、事業活動の規模の変更に伴う温室効果ガスの排出の量の変更であって、目標削減率（基準年度（計画期間の初年度の前年度をいう。以下同じ。）における温室効果ガスの排出の量から目標年度（計画期間の最終年度をいう。）における温室効果ガスの排出の量を減じて得た数値を基準年度における温室効果ガスの排出の量の数値で除して得た率をいう。以下同じ。）の増加又は減少が当該目標削減率に100分の20を乗じて得た数値を超えないものとする。

5 条例第14条第7項の規定による温室効果ガス排出抑制計画の廃止の届出は、温室効果ガス排出抑制計画廃止届（別記第3号様式）により行うものとする。

（実施状況等の報告書の作成等）

第7条 条例第15条の規定による報告書の提出は、当該報告書に係る年度の翌年度の7月末日

までに実施状況報告書（別記第4号様式）に温室効果ガス排出量内訳書を添付して行うものとする。

（温室効果ガスの吸収量の認証）

第8条 条例第20条の規定による温室効果ガスの吸収の量の認証については，知事が別に定める。

（特定電気機器等）

第9条 条例第25条第1項の規則で定める特定電気機器等は，次に掲げるものとする。

- (1) エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「省エネルギー法施行令」という。）第21条第2号に規定するエアコンディショナーをいう。）
- (2) テレビジョン受信機（省エネルギー法施行令第21条第4号に規定するテレビジョン受信機をいう。）
- (3) 電気冷蔵庫（省エネルギー法施行令第21条第10号に規定する電気冷蔵庫をいう。）

2 条例第25条第1項の規則で定める台数は，前項各号に掲げる特定電気機器等の区分ごとにそれぞれ5台とする。

（省エネルギー性能の表示等）

第10条 条例第25条第1項に規定する規則で定める省エネルギー性能の表示は，次の各号に掲げる特定電気機器等の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) エアコンディショナー エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号。以下「経済産業省告示」という。）1 - 2(4)の別に定める様式
- (2) テレビジョン受信機 経済産業省告示3 - 2(4)の別に定める様式
- (3) 電気冷蔵庫 経済産業省告示7 - 2(4)の別に定める様式

2 条例第25条第1項の規則で定める方法は，次の各号に掲げる特定電気機器等の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) エアコンディショナー エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成21年経済産業省告示第213号）に規定するエネルギー消費効率の測定方法
- (2) テレビジョン受信機 テレビジョン受信機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成22年経済産業省告示第24号）に規定するエネルギー消費効率の測定方法
- (3) 電気冷蔵庫 電気冷蔵庫の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成18年経済産業省告示第286号）に規定するエネルギー消費効率の測定方法

（特定建築物）

第11条 条例第27条第1項の規則で定める規模は，新築の場合にあっては床面積の合計が2,000平方メートル，増築又は改築の場合にあっては当該増築又は改築に係る床面積の合計が2,000平方メートルとする。

(建築物温暖化対策計画の作成等)

第12条 条例第27条第1項の規定による建築物温暖化対策計画の提出は、当該建築物温暖化対策計画に係る工事の着手の予定の日の21日前までに建築物温暖化対策計画書(別記第5号様式)により行うものとする。

2 条例第27条第2項の規定による変更後の建築物温暖化対策計画の提出は、建築物温暖化対策計画書により行うものとする。

3 条例第27条第2項ただし書の規則で定める軽微な変更は、建築物の床面積の変更を伴わないものとする。

(特定建築物の工事の完了の届出)

第13条 条例第27条第3項の規定による届出は、特定建築物に係る工事が完了した日から15日以内に特定建築物工事完了届出書(別記第6号様式)により行うものとする。

(建築物に係る地球温暖化対策に関する情報)

第14条 条例第28条の規定による情報の提供及びその内容の説明は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 建築物温暖化対策指針で定める外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための設備
- (2) 建築物に設ける空気調和設備等(省エネルギー法第72条第1項に規定する空気調和設備等をいう。)

(新車に係る説明)

第15条 条例第30条第2項の規則で定める事項は、省エネルギー法第80条第1号に規定するエネルギー消費効率とする。

(公表の方法)

第16条 条例第37条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項を鹿児島県公報へ登載することその他知事が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
- (2) 勧告を受けた者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (3) 公表の理由及び勧告の内容

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第5条から第7条まで、第9条から第13条まで及び第16条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

温室効果ガス排出抑制計画書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

提出者 住所
氏名 印
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

鹿児島県地球温暖化対策推進条例第14条第1項（第14条第4項、第14条第5項）の規定により次のとおり提出します。

主たる業種						
事業者の区分		鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則第5条第1号に該当する特定事業者 鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則第5条第2号に該当する特定事業者 鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則第5条第3号に該当する特定事業者 特定事業者以外の者				
計画期間		年度から 年度まで				
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量		基準年度排出量		t - CO ₂		
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の抑制について自ら定める目標		目標年度排出量		t - CO ₂		
		目標削減率	排出量ベース		%	
			原単位ベース		%	
			原単位の考え方			
目標を達成するための基本方針						
基本方針に基づき講ずる措置						
その他事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項	森林吸収源対策等の実施による温室効果ガスの削減量等	区分	目標年度			
			取組量等		二酸化炭素換算量	
		森林の整備	整備面積	ha	吸収量	t
			再生可能エネルギーの利用	売電量	kWh	削減量
		熱供給量		GJ	削減量	t
		購入量		()	削減量	t
	その他	()	削減量	t		
	吸収量及び削減量の合計		t			
その他						
差引排出量		目標年度差引排出量 (-)		t		
		削減率 ((-) /)		%		
特記事項						

- 注1 のある欄は、該当する にシ印を付けてください。
- この計画書は、鹿児島県内における事業活動について記載してください。
 - 「主たる業種」欄には、統計法第28条第1項の規定に基づき、同法第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類の中分類を記入してください。
 - 「基準年度」とは、計画期間の初年度の前年度をいいます。
 - 「目標年度」とは、計画期間の最終年度をいいます。
 - 「原単位」とは、エネルギーの使用量から販売した副生エネルギーの量を減じた量を生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値で除した値をいいます。
 - 「森林吸収源対策等の実施による温室効果ガスの削減量等」欄の「森林の整備」には、鹿児島県地球温暖化対策推進条例第20条の規定による温室効果ガスの吸収の量の認証又は国が実施するオフセット・クレジット（J-V E R）制度の認証を受ける予定の数値を記入してください。
 - 「特記事項」欄には、「基本方針に基づき講ずる措置」欄及び「その他事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項」欄に記載した内容以外で、地球温暖化の防止のために取り組むこと又は計画期間前に地球温暖化防止のために取り組んできたことを記載してください。

温室効果ガス排出量内訳書

事業者名									
事業所の名称									
事業所の主たる用途		ホテル等	病院等	物品販売業を営む店舗等	事務所等				
		学校等	飲食店等	集会場等	工場等				
		その他（ ）							
提出書類の区分		温室効果ガス排出抑制計画書		実施状況報告書					
記載年度の区分		基準年度（ 年度）		目標年度（ 年度）		報告年度（ 年度）			
エネルギーの使用量等	燃料・熱及び電気	エネルギーの種類		単位	使用量		販売した副生エネルギーの量		
					数値	熱量GJ	数量	熱量GJ	
		原油（コンデンセートを除く。）		kl					
		原油のうちコンデンセート（NGL）		kl					
		揮発油		kl					
		ナフサ		kl					
		灯油		kl					
		軽油		kl					
		A重油		kl					
		B・C重油		kl					
		液化石油ガス（LPG）		t					
		液化天然ガス（LNG）		t					
		その他の燃料		都市ガス	千m3				
				（ ）					
		産業用蒸気		GJ					
		産業用以外の蒸気		GJ					
		温水		GJ					
		冷水		GJ					
		一般電気事業者		昼間買電	千kWh				
				夜間買電	千kWh				
その他		上記以外の買電	千kWh						
		自家発電	千kWh						
		合計 GJ							
		原油換算 kl							
		二酸化炭素換算 t							
自動車の年度末における総数			トラック				台		
			バス				台		
			タクシー				台		
船舶の年度末における合計総トン数			フェリー				t		

- 注1 のある欄は、該当する にレ印を付けてください。
- 基準年度において、1事業所における温室効果ガスの排出の量が1,500キロリットル以上である事業所を有する場合は、その事業所ごとに温室効果ガス排出量内訳書を作成して提出してください。
 - 「基準年度」とは、計画期間の初年度の前年度をいいます。
 - 「目標年度」とは、計画期間の最終年度をいいます。
 - 「報告年度」とは、計画期間のうち今回報告の対象となる年度をいいます。
 - 「エネルギー」とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律第2条に規定するエネルギーをいいます。
 - 「産業用蒸気」とは、熱供給事業法第2条第3項に規定する熱供給事業者以外から供給を受ける蒸気をいいます。
 - 「副生エネルギー」とは、自らの生産に寄与しないエネルギーをいいます。
 - 燃料、熱及び電気を販売している場合は、「販売した副生エネルギーの量」に数値及び熱量を記入してください。
 - 「自動車の年度末における総数」欄は、鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則第5条第2号に該当する特定事業者のみ記入してください。
 - 「船舶の年度末における合計総トン数」欄は、鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則第5条第3号に該当する特定事業者のみ記入してください。
 - この内訳書は、「エネルギーの使用量等」の欄への記載に代えて、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第17条に規定する報告書のうち該当する箇所の写しを添付して提出することができます。

別記第3号様式（第6条関係）

温室効果ガス排出抑制計画廃止届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

提出者 住所

氏名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付けで提出した温室効果ガス排出抑制計画を廃止したので、鹿児島県地球温暖化対策推進条例第14条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止の理由	
-------	--

実施状況報告書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

提出者 住所
氏名 印
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

鹿児島県地球温暖化対策推進条例第15条の規定により次のとおり提出します。

主たる業種									
事業者の区分	鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則第5条第1号に該当する特定事業者 鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則第5条第2号に該当する特定事業者 鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則第5条第3号に該当する特定事業者 特定事業者以外の者								
計画期間	年度から		年度まで						
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び目標達成状況	区 分		報告対象年度		目標年度				
	排 出 量		t - CO ₂		t - CO ₂				
	削減率	排出量ベース		%		%			
		原単位ベース		%		%			
原単位の考え方									
温室効果ガス排出抑制計画に基づく措置の実施状況									
森林吸収源対策等の実施による温室効果ガスの削減量等	区分	報告対象年度（実績）				目標年度（計画）			
		取組量等		二酸化炭素換算量		取組量等		二酸化炭素換算量	
	森林の整備	整備面積	ha	吸収量	t	整備面積	ha	吸収量	t
		売電量	kWh	削減量	t	売電量	kWh	削減量	t
		熱供給量	GJ	削減量	t	熱供給量	GJ	削減量	t
	再生可能エネルギーの利用	購入量	()	削減量	t	購入量	()	削減量	t
その他	()		削減量	t	()		削減量	t	
吸収量及び削減量の合計				t			t		
差引排出量	基準年度		報告対象年度		目標年度		削減率 ((-) /)		
	t - CO ₂		t - CO ₂		t - CO ₂		%		
特記事項									

- 注1 のある欄は、該当する にシ印を付けてください。
- この報告書は、鹿児島県内における事業活動について記載してください。
 - 「主たる業種」欄には、統計法第28条第1項の規定に基づき、同法第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類の中分類を記入してください。
 - 「報告対象年度」とは、この報告書を提出する年度の前年度をいいます。
 - 「目標年度とは、計画期間の最終年度をいいます。
 - 「原単位」とは、エネルギーの使用量から販売した副生エネルギーの量を減じた量を生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値で除した値をいいます。
 - 「森林吸収源対策等の実施による温室効果ガスの削減量等」欄の「森林の整備」には、鹿児島県地球温暖化対策推進条例第20条の規定による温室効果ガスの吸収量の認証又は国が実施するオフセット・クレジット（J-V E R）制度の認証を受ける予定の数値を記入してください。
 - 「基準年度」とは、計画期間の初年度の前年度をいいます。
 - 「特記事項」欄には、「温室効果ガス排出抑制計画に基づく措置の実施状況」に記載した内容以外で、地球温暖化の防止のために取り組んだことを記載してください。

建築物温暖化対策計画書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

提出者 住所
氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

鹿児島県地球温暖化対策推進条例第27条第 1 項の規定により、次のとおり提出します。

建築物の名称					
建築物の所在地					
工事の種別		新築	増築	改築	
建築物の概要	用途	住宅 事務所等	ホテル等 学校等	病院等 飲食店等	物品販売業を営む店舗等 集会場等 工場等
	構造	鉄筋コンクリート造 鉄骨造		鉄骨鉄筋コンクリート造 その他 ()	
	階数	地上 階, 地下 階			
	高さ及び階数	() m (地上 階, 地下 階)			
	床面積	() m ² (うち増築又は改築に係る部分 m ²)			
	工事着工予定年月日	年 月 日			
	工事完了予定年月日	年 月 日			
建築物温暖化対策指針に記載された事項に係る取組					

注 のある欄は、該当する にレ印を付けてください。

別記第 6 号様式 (第13条関係)

特定建築物工事完了届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

提出者 住所
氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

鹿児島県地球温暖化対策推進条例第27条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称	
建築物の所在地	
工事完了年月日	年 月 日